

小平市小川駅西口複合施設条例の概要について

1 条例制定の理由（背景・目的）

市では、令和8年度完成予定の小川駅西口再開発ビルに新たな公共施設を整備するため、令和元年12月に「小川駅西口地区市街地再開発事業公共床等の整備基本計画」を策定し、準備を進めてきた。この新たな公共施設には、小川西町公民館、小川西町図書館、男女共同参画センター、市民活動支援センターを移転する予定である。これら複数の施設機能を有する新たな複合施設を設置するに当たり、地方自治法第244条の2の規定に基づき、新たな条例「小平市小川駅西口複合施設条例」を制定する。

なお、本条例の附則の規定により、移転する各施設に係る既存の条例（公民館条例等）についても、必要な改正を行うこととする。

2 小平市小川駅西口複合施設条例の概略

(1) 設置

小平市小川駅西口複合施設条例の施行に関し目的及び所在地を規定する。

(2) 構成施設

小平市小川駅西口複合施設条例に基づく構成施設を規定する。

- ① 小平市立公民館条例に規定する小平市立小川西町公民館
- ② 小平市立図書館条例に規定する小平市立小川西町図書館
- ③ 小平市男女共同参画センター条例に規定する小平市男女共同参画センター
- ④ 小平市民活動支援センター条例に規定する小平市民活動支援センター
- ⑤ その他必要な施設

(3) 事業

小平市小川駅西口複合施設条例に基づき行われる事業を規定する。

- ① 上記(2)①から④までに掲げる施設において、それぞれの条例に基づき行う事業
- ② 公民館、図書館、男女共同参画の推進、市民活動の支援等の機能の融合に関すること。
- ③ 複合施設の一体的な活用による、にぎわいや憩いの創出に関すること。
- ④ 多世代の交流及び地域コミュニティの醸成に関すること。
- ⑤ 施設の提供に関すること。
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業

(4) 休館日

条例における複合施設の休館日を規定する。

- ① 毎月の第3木曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日後の休日を除く直近の日
- ② 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
- ③ 図書の特別整理期間として1年のうち10日を限度として教育委員会が規定する日

(5) 開館時間

条例における複合施設の開館時間を午前9時から午後10時までと規定する。

(6) 使用の承認・不承認

条例における複合施設の施設並びに附属設備及び器具を使用及び取り消し等を承認する旨や、施設並びに附属設備及び器具の使用を承認しない旨の権限を規定する。

(7) 使用料及び使用料の減免

条例における複合施設の使用料及び使用料の減免について規定する。

(8) 指定管理者

複合施設の管理に関する業務のうち次に掲げるものについて、指定するもの（指定管理者）に行わせることを規定する。

① 市長が所管する業務 次に掲げる業務

- ・男女共同参画センター、市民活動支援センターの業務
- ・上記(3)②から⑥までに掲げる事業に関する業務
- ・複合施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・複合施設及び附属設備等の使用の承認や使用料の収納に関する業務等
- ・その他市長が定める業務

② 教育委員会が所管する業務 次に掲げる業務

- ・小川西町図書館の業務
- ・上記(3)②に掲げる事業に関する業務
- ・その他教育委員会が定める業務

(9) その他

使用料の不還付や使用权の譲渡等の禁止等、複合施設の管理及び運営に関する事項等を規定する。

3 関係する条例、規則

(1) 制定

小平市小川駅西口複合施設条例施行規則

(2) 改正

小平市立公民館条例（及び施行規則）

小平市立図書館条例（及び施行規則）

小平市男女共同参画センター条例（及び施行規則）

小平市民活動支援センター条例（及び施行規則）

4 施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日

小平市立公民館条例の一部改正新旧対照表 (附則第3項関係)

<該当条項抜粋>

新	旧
(休館日) 第4条 公民館(小平市立小川西町公民館を除く。以下同じ。)の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。 (1) 及び (2) (略) 2 小平市立小川西町公民館の休館日は、<u>小平市小川駅西口複合施設条例(令和6年条例第 号)第4条で定めるところによる。</u> (開館時間) 第5条 (略) 2 小平市立小川西町公民館の開館時間は、<u>小平市小川駅西口複合施設条例第5条で定めるところによる。</u> (利用承認の取消し等) 第12条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>公民館の利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用を停止させることができる。</u> (1) から (4) まで (略) 2 (略) 別表第1 (第2条関係)	(休館日) 第4条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。 (1) 及び (2) (略) (開館時間) 第5条 (略) (利用承認の取消し等) 第12条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用を停止させることができる。</u> (1) から (4) まで (略) 2 (略) 別表第1 (第2条関係)

名称	位置
(略)	(略)
小平市立小川西町公民館	小平市小川西町4丁目16番1号
(略)	(略)

名称	位置
(略)	(略)
小平市立小川西町公民館	小平市小川西町4丁目10番13号
(略)	(略)

小平市立図書館条例の一部改正新旧対照表(附則第4項関係)

<該当条項抜粋>

新	旧
(休館日) 第4条 図書館(小平市立小川西町図書館を除く。以下この項、次条第1項及び第8条第1項において同じ。)の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。 (1)から(4)まで (略) 2 小平市立小川西町図書館の休館日は、<u>小平市小川駅西口複合施設条例(令和6年条例第 号)第4条で定めるところによる。</u> (開館時間) 第5条 (略)	(休館日) 第4条 図書館の休館日 は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。 (1)から(4)まで (略) (開館時間) 第5条 (略)

2. 小平市立小川西町図書館の開館時間は、小平市小川駅西口複合施設条例

第5条で定めるところによる。

(損害賠償等)

第8条 利用者は、図書館の施設、設備等を損傷し、若しくは滅失したときは、その損害

に相当する額を賠償し、なけれ
ばならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2. 利用者は、図書館資料を破損し、汚損し、若しくは紛失したときは、その損害に相当する額を賠償し、又は当該図書館資料に相当する物を納付しななければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3. 前2項の規定は、委員会が定める貸出期間を経過し、貸し出した図書館資料の返却を委員会が求めもなお返却しない利用者について準用する。

(指定管理者)

第10条 委員会は、小平市立小川西町図書館の管理に関する業務を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により委員会が指定するもの(次項において「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2. 指定管理者の指定等について必要な事項は、小平市小川駅西口複合施設条例で定める。

第11条 (略)

(損害賠償等)

第8条 利用者は、図書館の施設、設備等を損傷し、若しくは滅失したとき、又は図書館資料を破損し、汚損し、若しくは紛失したときは、その損害に相当する額を賠償し、又は当該図書館資料に相当する物を納付しなければならぬ。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2. 前項の規定は、委員会が定める貸出期間を経過し、貸し出した図書館資料の返却を委員会が求めもなお返却しない利用者について準用する。

第10条 (略)

別表第1(第2条関係)

名称	位置
(略)	(略)
小平市立小川西町図書館	小平市小川西町4丁目16番1号
(略)	(略)

別表第2(第5条関係)

名称	開館時間
(略)	(略)
(略)	(略)
小平市立花小金井図書館	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

別表第1(第2条関係)

名称	位置
(略)	(略)
小平市立小川西町図書館	小平市小川西町4丁目10番13号
(略)	(略)

別表第2(第5条関係)

名称	開館時間
(略)	(略)
(略)	(略)
小平市立花小金井図書館	(略)
小平市立小川西町図書館	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

小平市小川駅西口複合施設条例

(設置)

第 1 条 複数の施設の機能を複合化した魅力的な場を形成することで、多世代の多様な活動が重なり合い、コミュニティの創出に資する活動拠点となることを目的として、小平市小川西町 4 丁目 1 6 番 1 号に小平市小川駅西口複合施設（以下「複合施設」という。）を設置する。

(構成施設)

第 2 条 複合施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 小平市立公民館条例（平成 12 年条例第 18 号）別表第 1 に規定する小平市立小川西町公民館
- (2) 小平市立図書館条例（平成 12 年条例第 19 号）別表第 1 に規定する小平市立小川西町図書館
- (3) 小平市男女共同参画センター条例（平成 15 年条例第 23 号）第 1 条に規定する小平市男女共同参画センター
- (4) 小平市民活動支援センター条例（平成 21 年条例第 15 号）第 1 条に規定する小平市民活動支援センター
- (5) その他必要な施設

(事業)

第 3 条 複合施設は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 前条第 1 号から第 4 号までに掲げる施設において、同条各号に規定する条例に基づき行う事業
- (2) 公民館、図書館、男女共同参画の推進、市民活動の支援等の機能の融合に関すること。
- (3) 複合施設の一体的な活用による、にぎわいや憩いの創出に関すること。
- (4) 多世代の交流及び地域コミュニティの醸成に関すること。
- (5) 施設の提供に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業

(休館日)

第4条 複合施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長又は教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 毎月の第3木曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その日後の休日を除く直近の日

(2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(3) 図書の特別整理期間として1年のうち10日を限度として委員会が定める日

(開館時間)

第5条 複合施設の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長又は委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用の承認)

第6条 別表に掲げる複合施設の施設（第16条第1項第1号ア及びウ並びに第2号アを除き、以下単に「施設」という。）並びに附属設備及び器具（以下「附属設備等」という。）を使用しようとする者は、規則に定めるところにより申請し、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更し、又は取り消そうとするときも同様とする。

2 市長は、前項の承認に際して、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設及び附属設備等の使用を承認しない。

(1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 専ら営利を目的とするものであるとき。

(3) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがあるとき。

(4) 管理上支障があるとき。

(5) その他市長が使用を不適當と認めるとき。

(使用料)

第 8 条 施設の使用料は、別表に定めるとおりとする。

2 附属設備等の使用料は、1 設備 1 回の使用につき 1 万円を超えない範囲内で、規則で定める。

3 前 2 項の使用料は、使用の承認の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

(使用料の減免)

第 9 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条に定める使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第 10 条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第 11 条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設及び附属設備等を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用承認の取消し等)

第 12 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用の条件を変更し、若しくは使用を停止することができる。

(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の条件に違反したとき。

(3) 使用申請した内容が真実と相違するとき。

(4) 災害その他の事故により使用ができなくなったとき。

(5) 市長の指示に従わないとき。

(6) 前各号のほか、公益上その他特に必要があるとき。

2 前項の規定により使用者が使用の承認を取り消され、又は使用の条件を変更され、若しくは使用を停止されたことにより生じた使用者の損害については、小平市はその責めを負わない。

(施設の変更禁止)

第13条 使用者は、施設及び附属設備等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、施設及び附属設備等の使用を終了したときは、直ちに現状に回復しなければならない。第12条第1項の規定により使用者が使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第15条 使用者は、施設及び附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害に相当する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者)

第16条 市長及び委員会は、複合施設の管理に関する業務のうち次に掲げるものについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市長及び委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1) 市長が所管する業務 次に掲げる業務

ア 第2条第3号及び第4号に掲げる施設において、これらの号に規定する条例に基づき行う事業に関する業務

イ 第3条第2号から第6号までに掲げる事業に関する業務

ウ 複合施設の施設及び設備の維持管理に関する業務

エ 施設及び附属設備等の使用料の収納に関する業務

オ 第6条第1項の規定により施設及び附属設備等の使用の承認をすること。

カ 第6条第2項の規定により施設及び附属設備等の管理上必要な条件を付すこと。

キ 第7条の規定により施設及び附属設備等の使用を承認しないこと。

ク 第8条第3項ただし書の規定により使用料の後納を認めること。

ケ 第9条の規定により使用料を減免し、又は免除すること。

コ 第12条第1項の規定により使用の承認を取り消し、又は使用の条件を変更し、若しくは使用を停止すること。

サ 第13条ただし書の規定により施設及び附属設備等に特別の設備をし、又は変更

を加えることを承認すること。

シ その他市長が定める業務

(2) 委員会が所管する業務 次に掲げる業務

ア 第2条第2号に掲げる施設において、同号に規定する条例に基づき行う事業に関する業務

イ 第3条第2号に掲げる事業に関する業務

ウ その他委員会が定める業務

2 前項の規定により複合施設の管理に関する業務を指定管理者に行わせる場合における第6条、第7条、第8条第3項ただし書、第9条、第12条第1項及び第13条ただし書の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第6条第1項の規定による申請及び承認、第16条第1項に規定する指定管理者の指定に関する手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(小平市立公民館条例の一部改正)

3 小平市立公民館条例の一部を次のように改正する。

第4条中「公民館の」を「公民館（小平市立小川西町公民館を除く。以下同じ。）の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 小平市立小川西町公民館の休館日は、小平市小川駅西口複合施設条例（令和6年条例第 号）第4条で定めるところによる。

第5条に次の1項を加える。

2 小平市立小川西町公民館の開館時間は、小平市小川駅西口複合施設条例第5条で定

めるところによる。

第12条第1項中「ときは、」の次に「公民館の」を加える。

別表第1小平市立小川西町公民館の項中「小平市小川西町4丁目10番13号」を「小平市小川西町4丁目16番1号」に改める。

(小平市立図書館条例の一部改正)

4 小平市立図書館条例の一部を次のように改正する。

第4条中「図書館の休館日」を「図書館（小平市立小川西町図書館を除く。以下この項、次条第1項及び第8条第1項において同じ。）の休館日」に改め、同条に次の1項を加える。

2 小平市立小川西町図書館の休館日は、小平市小川駅西口複合施設条例（令和6年条例第 号）第4条で定めるところによる。

第5条に次の1項を加える。

2 小平市立小川西町図書館の開館時間は、小平市小川駅西口複合施設条例第5条で定めるところによる。

第8条第1項中「、又は図書館資料を破損し、汚損し、若しくは紛失したとき」及び「、又は当該図書館資料に相当する物を納付し」を削り、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 利用者は、図書館資料を破損し、汚損し、若しくは紛失したときは、その損害に相当する額を賠償し、又は当該図書館資料に相当する物を納付しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(指定管理者)

第10条 委員会は、小平市立小川西町図書館の管理に関する業務を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により委員会が指定するもの（次項において「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者の指定等について必要な事項は、小平市小川駅西口複合施設条例で定める。

別表第1小平市立小川西町図書館の項中「小平市小川西町4丁目10番13号」を「

小平市小川西町4丁目16番1号」に改める。

別表第2中

「
小平市立花小金井図書館
小平市立小川西町図書館
」

を

「
小平市立花小金井図書館
」

に改める。

(小平市男女共同参画センター条例の一部改正)

5 小平市男女共同参画センター条例の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下」を「。次条第1号及び第2号において」に、「小平市小川東町4丁目2番1号小平元気村おがわ東」を「小平市小川西町4丁目16番1号」に改める。

第2条第2号中「施設」を「場」に改める。

第3条及び第4条を次のように改める。

(休館日等)

第3条 センターの休館日、開館時間その他施設の利用に関する事項については、小平市小川駅西口複合施設条例（令和6年条例第 号）で定めるところによる。

(指定管理者)

第4条 市長は、センターの管理に関する業務を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市長が指定するもの（次項において「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者の指定等について必要な事項は、小平市小川駅西口複合施設条例で定める。

「第5条から第9条までを削り、第10条を第5条とする。

(小平市民活動支援センター条例の一部改正)

6 小平市民活動支援センター条例の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下」を「。次条第1号から第4号までにおいて」に、「小平市小川東町4丁目2番1号小平元気村おがわ東」を「小平市小川西町4丁目16番1号」に改める。

第2条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第3条及び第4条を次のように改める。

(休館日等)

第3条 支援センターの休館日、開館時間その他施設の利用に関する事項については、
小平市小川駅西口複合施設条例（令和6年条例第 号）で定めるところによる。

(指定管理者)

第4条 市長は、支援センターの管理に関する業務を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市長が指定するもの（次項において「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者の指定等について必要な事項は、小平市小川駅西口複合施設条例で定める。

第5条から第13条までを削り、第14条を第5条とする。

別表（第6条、第8条関係）

1 多目的室等使用料

使用単位及び使用時間の区分 施設の名称等	午前	午後	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
第1多目的室A	1,500円	2,000円	2,000円
第1多目的室B	1,500円	2,000円	2,000円
第1多目的室（全部）	3,000円	4,000円	4,000円
第2多目的室A	1,200円	1,600円	1,600円
第2多目的室B	1,200円	1,600円	1,600円
第2多目的室（全部）	2,400円	3,200円	3,200円
第3多目的室	2,100円	2,800円	2,800円
第4多目的室	1,800円	2,400円	2,400円
第5多目的室	1,800円	2,400円	2,400円
和室1	1,800円	2,400円	2,400円
和室2	1,800円	2,400円	2,400円
和室（全部）	3,600円	4,800円	4,800円
ギャラリー	2,100円	2,800円	2,800円
おはなし室	1,800円	2,400円	2,400円

2 スタジオ使用料

使用時間単位 施設の名称等	1時間
防音スタジオ1	800円
防音スタジオ2	700円

3 個人向け貸出しスペース使用料

使用時間単位	1時間
1人当たり使用料	100円

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復の時間を含むものとする。
- 2 午前及び午後又は午後及び夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、使用料を徴収しない。

令和6年11月26日提出

小平市長 小林 洋 子

行事等結果報告

社会教育委員の会議
令和7年2月13日
地域学習支援課

1 行 事 名	令和7年 二十歳の集い
2 開催年月日等	令和7年1月13日（月・祝）午後1時～午後2時53分
3 会 場	ルネこだいら 大ホール
4 内 容	(1) 式 典 ①開式の言葉 ②国歌斉唱 ③市歌斉唱 ④式辞（市長） ⑤祝辞（市議会議長） ⑥二十歳の誓い (2) アトラクション ①記念コンサート ②ムービー上映 ③抽選会（市内事業所等に景品の提供を依頼） (3) 閉式の言葉
5 主 催	共催：小平市、小平市教育委員会 企画・運営：二十歳の集い実行委員会
6 参 加 者 数 (前 年 実 績)	対象者 令和6年11月26日現在 2,196人 ※前年度 2,246人 参加者数、参加率 1,210人（参加率 55.1%） ※前年度 1,197人（参加率 53.3%） アーカイブ放送（1週間後まで）を含む再生回数 1,618回 ※前年度 1,762回
7 特 記 事 項	・YouTube ライブ配信も実施した。アーカイブにて1週間動画を公開した。 ・抽選会協力事業所等（敬称略）…小平市内郵便局、有楽製菓㈱、東京フットボールクラブ㈱、小平商工会、北海道小平町、多摩六都科学館 ・小平郵便局の協力により、式典当日、小平郵便局にて二十歳の集いオリジナルの消印（実行委員デザイン）を押してもらえるサービスを実施した。
備考	

行 事 等 結 果 報 告

社会教育委員の会議
令和7年2月13日
地域学習支援課

1 行 事 名	第21回 小平よさこいスクールダンスフェスティバル in 2025
2 開催年月日等	令和7年2月9日(日) 13時30分～16時(開場 13時)
3 会 場	ルネこだいら 大ホール
4 内 容	各学校等において取り組んでいる よさこいやダンスの発表の場を提供し、異世代間の交流を促進するとともに、学校・家庭・地域社会の連携を支援した。 参加校：市立小学校19校(全校) 大学1校(東京学芸大学)
5 主 催	主 催：小平市教育委員会 企画・運営：小平よさこいの会 小平よさこい大学生実行委員会(Y会) 協 賛：小平商工会 光が丘通り商店会 一橋学園南口商店会、 仲町共栄会 グリーンプラザ商店会
6 参 加 者 数	出演者：749人 一般来場者：約634人 来賓：35人
7 特 記 事 項	・地域で組織されている「小平よさこいの会」は、本事業だけでなく、灯りまつりや市民まつりでも多くの参加者を動員するなど、学校と地域の連携が深められている。 ・大学生が「小平よさこい大学生実行委員会(Y会)」として、企画・運営に携わっている。
備考	

行事等開催予定

社会教育委員の会議

令和7年2月13日

地域学習支援課

1 行 事 名	第18回多摩六都ヤング・ダンスフェスティバル
2 開催年月日等	令和7年2月24日(月) 午後1時30分～3時30分(予定)
3 会 場	ルネこだいら 大ホール
4 内 容	目 的：多摩北部都市広域行政圏域を対象とした高校生による 高校生のためのダンスフェスティバルを開催し、ダンス の発表の場を提供するとともに高校生の自主性を育む。 また、この活動を通して地域に高校生の活躍する場をつ くることにより、地域に貢献できる喜びを持たせ、活気 あるまちづくりを推進する。 参加校：13校23チーム 小平高校、小平西高校、小平南高校、白梅学園高校、 錦城高校、東村山高校、東村山西高校、 日本体育大学桜華高校、明治学院東村山高校 東久留米総合高校、久留米西高校、田無高校、 武蔵野大学高校 ※観覧には、事前申し込み（先着順）による全席指定の電子 チケット（無料）が必要となります。
5 主 催	主催：多摩北部都市広域行政圏協議会 主管：小平市教育委員会 企画：高校生代表者会議
6 参 加 者 数	出演者：約400人 来場者：約1,000人
7 特 記 事 項	・当日の会場整理等は、各チームの代表者からなる会議を通じて、 高校生自身が担っている。 ・本事業は、多摩北部都市広域行政圏域内における青少年の健全 育成事業として、東村山市の「ヤングライブフェスティバル」、 清瀬市の「高校生の写真展」とともに立ち上げた事業の1つで ある。
備 考	

行事等結果報告

社会教育委員の会議
令和7年2月13日
中央公民館

1 行事名	公民館主催イベント（1月）
2 開催年月日等	第24回大沼公民館まつり 1月18日（土）、19日（日）
3 会場	大沼公民館
4 内容	大沼公民館の活動団体の成果発表、地域のコミュニティづくりの場として公民館まつりを開催。2日間で合計1,714人が参加した。 ① 展示・体験プログラム 公民館サークル7団体による絵画の展示、ボッチャ体験、ワークショップなどが行われたほか、小平第七小学校1年生の児童の作品展示、小平市薬剤師会による薬事相談会が行われた。 ② 舞台演奏等 公民館サークル6団体によるダンスや楽器演奏のほか、小平第七小学校放課後子ども教室の児童による吹奏楽演奏やよさこい演舞、小平第六中学校箏曲部及び錦城高等学校吹奏楽部による演奏、キラキラ人形劇団による人形劇等が披露された。 また、まつり講演会を開催し、ブラインドサッカー・パリパラリンピック2024競技大会代表選手の高橋裕人氏をお招きし「パラリンピックまでとこれから」をテーマにご講演をいただき、52名の方が参加した。 ③ その他 焼きそば、団子、ポップコーン、綿あめ、福祉作業所製品の販売などが行われた。
5 主催	大沼公民館まつり実行委員会が、公民館と共催して実施。
6 参加者数	大沼公民館まつり実施実績 令和元年度 2日間合計参加者数1,402人 令和2年度、令和3年度 中止 令和4年度 2日間合計参加者数322人 令和5年度 2日間合計参加者数1,207人
7 特記事項	

行事等開催予定

社会教育委員の会議
令和7年2月13日
中央公民館

1 行 事 名	公民館主催イベント（3月）
2 開催年月日等	第37回こだいらオール公民館まつり3月1日（土）、2日（日）
3 会 場	中央公民館
4 内 容	公民館10館の活動団体の成果発表、地域のコミュニティづくりの場として開催。 ①展示 写真サークルや憲法サークル等の公民館利用団体のほか、小平市民活動支援センターあすぴあ こだいら人材の森など計16団体が参加を予定。公民館主催講座学習成果発表展等も同時開催する。 ②舞台等演奏 マジックサークル、Nゲージサークル等の公民館利用団体のほか、小平第十五小学校放課後子ども教室など計23団体が参加を予定。また、まつり音楽会として「ジャズとアフリカ音楽の融合」と題し、ジャズ演奏を行っていただく。 ③実演 ITサポートサークルやボッチャサークル等の公民館利用団体のほか、小平市薬剤師会（薬事相談会）など計16団体が参加を予定。白梅学園大学の学生によるこども向けのイベント、市民活動団体による猫譲渡相談会、高等学校4校によるジオラマ合同展示会、けんちゃん汁・焼きそばの販売、綿あめづくり体験等も予定されている。また、公民館企画として、古典文学をテーマとした教養講座、憲法講座「（仮）公民館活動と憲法」を開催する予定。
5 主 催	こだいらオール公民館まつり実行委員会が公民館と共催して実施
6 特 記 事 項	こだいらオール公民館まつり実施実績 令和元年度、令和2年度 中止 令和3年度 5日間合計参加者数951人 令和4年度 5日間合計参加者数4,089人 令和5年度 5日間合計参加者数5,150人

津田図書館の臨時休館について

日頃から、社会教育事業に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

このたび、津田図書館では、空調機器の更新作業に伴い、下記の期間を臨時休館といたしますのでお知らせいたします。

記

1 津田図書館の臨時休館について

(1) 休館期間

令和7年2月12日（水）から2月24日（月・振休）まで

(2) 休館中の図書の受取と返却

(1) の休館期間中に、Webや電話で予約した本の受け渡しを入口ロビー付近で実施します（2月14日（金）、20日（木）及び21日（金）を除く休館期間の10時から17時まで。）。

図書返却用のブックポストは、通常どおり御利用いただけます。

2 利用者への周知

(1) 市報、市ホームページ、館内掲示

(2) 図書館ホームページ

問合せ 小平市中央図書館長 利光 良平

電話 042-345-1246

行事等結果報告

社会教育委員の会議
令和7年2月13日
中央図書館

1 行事名	① スペシャルおはなし会 ② 第45回「ふるさとの新聞元旦号展」 ③ 児童文学講演会「元書店員で絵本作家が語る、おすすめ絵本、ふれあった作家たち」
2 開催年月日等	① 令和6年12月3日(火)～12月25日(水)【全図書館】 ② 令和7年1月5日(日)～2月3日(月)【中央図書館、上宿図書館、大沼図書館、小川西町図書館】 ③ 令和7年2月9日(日)13:30～15:00【中央図書館】
3 会場	各図書館
4 内容	① 日頃行っているおはなし会の拡大版として実施 対象：4歳～小学生とその保護者 参加：全館合計267名(令和5年度：200名) ② 全国各地の1月1日発行の主要地方新聞の展示と、それにあわせた郷土色豊かな地方出版社の出版物の展示を実施 新聞寄贈数：50社(令和5年度実績：57社) ③ リプロ池袋本店の最後の店長や日比谷図書文化館図書部門長を務め、自ら絵本作品も発表してきた菊池壮一氏の講演会を実施 参加：60名
5 主催	小平市教育委員会
6 特記事項	
備考	

行事等開催予定

社会教育委員の会議
令和7年2月13日
中央図書館

1 行 事 名	① 「休館日の図書館に親子でご招待」 ② 令和6年度「郷土写真展」 ③ 講演会「AI時代におけるこどもの読書と学校図書館の役割」 ④ 「英語でおはなし会」 ⑤ 「こどものためのライブラリーコンサート2」 ⑥ 「消しゴムはんこを作ろう！～自分だけの蔵書印を作ろう」 ⑦ 「江戸の曲芸を楽しむ会」
2 開催年月日等	① 令和7年2月20日(木)【中央図書館】 ② 令和7年2月22日(土)～3月19日(水)【喜平図書館、中央図書館】 ③ 令和7年3月1日(土)13:30～15:30【中央図書館】 ④ 令和7年3月8日(土)14:30～15:00【中央図書館】 ⑤ 令和7年3月9日(日)全2回、11:30～、14:00～各回30分【仲町図書館】 ⑥ 令和7年3月16日(日)全2回、10:30～正午、13:30～15:00【花小金井図書館・大沼図書館】 ⑦ 令和7年3月27日(木)10:00～10:30【仲町図書館】
3 会 場	各図書館
4 内 容	① 休館日に親子別々に図書館を楽しむイベント 募集：親子10組、市報2月5日号掲載 ② 喜平図書館所蔵の郷土写真の展示 喜平図書館の展示後、中央図書館で実施 ③ ティーンズ委員会講師であり、全国学校図書館協議会学校図書館スーパーバイザーである福田孝子氏の講演会 募集：60名、市報2月20日号掲載 ④ アメリカ出身の講師による英語の絵本の読み聞かせや手遊びを行うイベント。募集：20名、市報2月20日号掲載 ⑤ 国立音楽大学のサークルの方を迎え、演奏や一緒に歌を歌うなどの参加型コンサートの第2回目 定員：各回20名(当日先着順)、市報2月20日号掲載 ⑥ 消しゴムハンコ作りの講師を迎え、高校生まで参加できるイベント。募集：各回6名、市報2月20日号掲載 ⑦ 太神楽師を迎え曲芸を楽しむイベント 定員：30名(当日先着順)、市報3月5日号掲載
5 主 催	小平市教育委員会
6 特 記 事 項	
備 考	